

副本

〔2〕傍聴人の地位

〔ハ 判決 大至 ニモ〕

香城 敏磨

一 問題の所在と検討方法

本稿は、審理裁判所（裁判長、裁判官を含む）が傍聴人（報道関係者を含む）の行動に対し加える規制について、その許される範囲、妥当な範囲、義務的な範囲を明らかにすることを目標としている。

この目標に対応して、まず規制を受けない傍聴人の権利および規制を義務的にする被告人らの権利と裁判運営上の価値をそれぞれ検討する。前者は、憲法上の公開裁判の原則と表現・報道の自由が傍聴人の行動の自由を保障する範囲の問題であり、後者は、被告人の人格権等と適正な裁判の実現の要請が傍聴人の行動の制約を必然的にする範囲の問題である。この両面の権利にはさまれた部分が、裁判所の裁量に委ねられている領域である。裁量を行うにあたりては、規制することにより得られる利益とそれにより失われる利益を適正に調和することが必要であるから、本稿の検討も、権利の範囲に統いて、この対立する利益の明確化と調和の方法に向けられることになる。

右のような検討方法をとる場合、傍聴人の行動の規制は、次の四つの類型に区分するのが適当である。第一はテレビ・ラジオ放送、録画、録音、写真撮影の規制、第二はメモ（ノート）、速記の規制、第三は服装、所持品の規制、第四は傍聴自体の規制である。各類型ごとにほぼ共通した権利・利益の対立関係が含まれているからである。許される規制の限界を考へるにあたっては、裁判所に認められている実定法規上の規制権限特に法廷警察権の法律上の要件と効果にも留意する必要がある。一般的に法廷警察権の内容とされている権限には、刑罰制裁権限（英米法系のコンテンプト、大陸法系の拘禁・罰金の科刑権限）、非刑罰的制裁権限（法廷秩序維持法の過料、監置など）、強

(2) メモ（ノート）、連記の規制 メモ、連記は、写真撮影などとは違つて裁判に与える悪影響が必ずしも明瞭でなく、また公開されていることの当然の効果として許されるところから、その規制については論議が多い。民事規則第一条规定は、連記を裁判長の許可にからしめているが、刑事規則には規定を欠いているので、刑事裁判では連記、メモは、裁判長の法廷監察権（裁判所法第七条）の対象となり、その裁量によつて規制されることになる。

メモ、連記を公開裁判の原則に基づく権利であると解することは困難であろう。しかし言論・報道の自由との関係では問題が残る。この点につき、「裁判が公開される以上、言語による報道は報道の原則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さないかぎり、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない（不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である）」といふ有力説がある（⑩一六六頁、同旨一〇〇、⑪三六二頁）。しかしながら、前述したとおり（二四）、報道の準備活動は、報道の自由に基づく当然の権利行為ではなく、一つの利益であるにとどまるに解するのが相当であるから、報道の自由を著しく制約する効果を伴う特別の場合のほかは、規制の必要性がある限り法廷監察権により禁止することも許されるものというべきである。問題は、連記、メモを禁止する理由と必要性である。これには次のようない点が通常考慮されているようである。

第一に、連記、メモは、程度の差こそあれ、録音する場合と同様の影響を訴訟関係者に及ぼすことである。証人、被告人等の関係人が、その供述等を傍聴人特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に動搖することがある。メモを許している法廷において、こうした理由で、弁護人、証人等からその禁止が要請されることも稀ではないのである。

第二に、録音の場合と同様、連記、メモされた記録が訴訟外で公表されて被告人、証人等の関係人が不当な不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがあることも無視できない。法廷外で詳しい証言の連記録等の証跡が公表され、敵対関係にある者から被告人、証人らが利害された事例もなしとはしないのである。

第三に、傍聴人が一齊にメモをとることにより静寂が害されることも考慮してよいであろう。

他方、報道関係者その他特別の関係者を除くと、連記、メモを許すべき正当な理由のあることはまれである。こうした点をあわせて考えると、一般的に連記、メモを禁止した上でこれを許すべき特別の理由のある場合に限りこれを認めることとしても不都合ではない。裁判が公開されている以上、傍聴人が記憶に基づいて報道することを禁止できないことは明らかであるが、この場合と、連記、メモに基づく詳細な報道がなされる場合とでは、そのもたらす効果に大きな差異がある。訴訟記録の閲覧が被告人事件の終結後に限られていること（刑事五三条、およびこの点についても被告人の保護の見地から立法論として有力な辯論が出されていることが（同五百四二頁）、参照されてよいと思う。

実務上は、報道機関によるメモは例外なく許しているが、その他の傍聴人については、裁判長の許可にからせており、原則として禁止する場合、特別の事情があるときに限り禁止し原則として許可する場合、全く禁止しない場合の三つの方式のいずれかによつてている。

(3) 服裝、所持品の規制 服裝、所持品については、裁判所傍聴規則の規定がある（二〇七参照）。これらの規制は、公開裁判の原則に反するものではなく、規制に従わない者は法廷を拒否し、または特に必要のある場合に限りで

所持品検査をすることも違法ではないと解すべきである（（2）参照）。

(4) 傍聴自体の規制 非公開にできる要件についてはここで詳細に論ずる余裕はない（②④など参照）。公開する場合、収容能力を超える傍聴人が予想される場合に、傍聴券を発行し、その所持人に限り傍聴を許すことも（前記傍聴規則一条一号）、傍聴人の不特定性を書さない限り、公開の原則に違反せず、むしろ実務上きわめて望ましい措置であると考えられる。

報道機関に対し一定数の傍聴席を留保することも、実務上一般に行われているところであり、相当な措置といべきである。ただしアメリカ法曹協会の基準（ABA Standards, The Function of the Trial Judge § 6.11）が「報道機関に対する措置」と題次のように規定していることにも注意したい。

「報道機関は、公衆に対し報道するための情報を得る目的で刑事裁判の公判を傍聴することができるが、審理裁判官は、報道機関の代表者に対しその行動により法廷の秩序と静穏が損わることのないように要請しなければならない。裁判官は、右の代表者を傍聴させるための相当な措置と他の公衆が公判を傍聴する機会とを調和させようにしなければならない。」

刑訴規則二〇二条は、「裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前で充分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができ」と規定している。この規定は、公正な審理の必要上傍聴人を退廷させることができたものであって、公開裁判の原則に違反するものでないことは明らかである（この規定をめぐる問題点については65参照）。

【参考文献】

- ①宮沢俊義・公開の裁判と報道の自由（監修研究五巻二号、昭33） ②平野一六五頁以下（昭33） ③宮沢俊義・憲法II（昭34）、同新版（昭46） ④小野清一郎（監修研究三〇巻八号、昭31） ⑤ダグラス・公開裁判と報道の自由（法曹時報二巻一二号、昭35） ⑥伊藤正己・憲法判例百選旧版（昭38） ⑦見栄一・傍聴人を退廷させることと裁判公開の原則（実例刑訴、昭38） ⑧辻口勝・法廷写真等の制限について（実例刑訴、昭38） ⑨中野次雄・西ドイツ刑事訴訟法一部改正案（法曹時報一五巻七号、昭38） ⑩田藤重光・法廷とテレビ放送（ジャーリスト二五二号、昭49） ⑪奥平康弘・表現の自由（日本国憲法大系II、昭40） ⑫時國康夫・刑事訴訟法判例百選（昭40） ⑬田中勇・刑事裁判の開廷中の法廷内における写真撮影、録音、放送等の取扱に関する西欧各国の実情（在外研究報告一四号、昭41） ⑭伊藤正己・Estes v. Texas（アメリカ法一九六年二号、昭41） ⑮山田作之助・裁判公開論（ジャーリスト三六二号、昭42） ⑯光藤景故・西ドイツ刑事訴訟法一九六四年改正の位置四完（甲南法学八巻三・四合併号、昭43） ⑰島田仁郎・英国刑事裁判法・一九六七年（在外研究報告一八号、昭43） ⑱千葉裕・法廷における傍聴人のメモ作成について（判タ二二三八号、昭43） ⑲五十嵐清・田宮裕・名著とプライバシー（昭43） ⑳小淵憲助・新憲法判例百選（昭44） ㉑庭山英雄・紹介・ヴェット・ショタイン「刑事訴訟における公開原則」（判タ二三八号、昭44） ㉒渥美克彦・裁判と報道（ジャーリスト四六九号、昭46） ㉓泉山積治・法廷における写真撮影（法律時報四三三号、昭46） ㉔清宮四郎・憲法I演版（昭46） ㉕久保田きぬ子・マスコミ判例百選（昭46） ㉖庭山英雄・刑事裁判とテレビ放送（植松還暉賀・刑法と科学法律編、昭46） ㉗角敷・裁判所構内における秩序についての秋末各國の実情（在外研究報告二号、昭46） ㉘高田三六二頁（昭46） ㉙小田中聰樹・法廷の秩序維持（井戸田侃輔・判例演習講座 刑事訴訟法、昭47）